

次の業務受託者の選定のため、公募型プロポーザルを実施することとしましたので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2025年（令和7年）5月9日

福山市長 枝 広 直 幹



1 名称

標準化対応に伴う福山市子ども・子育て支援システム再構築

2 概要

(1) 業務内容

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、本市子ども・子育て支援システム（以下、「本システム」という。）を標準仕様に準拠したシステムへ移行する。

また、現行の本システムは、システム標準仕様の対象外である放課後児童クラブ管理機能も有していることから、システムを補完する疎結合機能としての放課後児童クラブ管理システムも新たに構築する必要があるため、提案依頼書等に記載の本市要件を実現するため、本システム稼働のための必要作業を実施する。

(2) 実施概要

項目	内容
契約内容と種別	＜委託作業＞ システム構築業務（プロジェクト管理、設計・開発、受入テスト支援、稼働環境整備、移行・本番切替・フォロー作業、その他委託作業等（詳細は提案依頼書に記載する。))について、契約締結日から2027年（令和9年）3月31日までを契約期間とした業務委託契約とする。 なお、稼働に必要なドキュメント類は本稼働までに納品を完了させておくこと。 注1） 業務パッケージソフト、疎結合機能についてオンプレミスで提案する場合の機器の賃貸借等についての契約は別途行う。 注2） 注2）SEによる運用保守費用等についての契約は別途行うが、今回の提案によって、該当作業の契約を継続的に行うことを約束するものではない。

提案上限額	<委託料> 合計：115,108,000円（税抜き） 内訳：2025年度（令和7年度）：59,160,000円 2026年度（令和8年度）：55,948,000円 【注意事項】 ●上記の金額は、本業務に係る契約時の予定価格を示すものではなく、本調達規模を示すためのものである。本業務に係る提案書類を提出する際の見積金額内訳書に記載する見積額は、この金額を超えてはならない。この金額を超えて見積書が提出された場合は失格とし、提案内容の評価は行わない。 ●見積金額が著しく低い場合、当該提案者から説明を求め、合理的かつ正当な理由がないと認められる場合は失格とする。
選定方法	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係る事業評価委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。 選定基準は「別紙2_企画提案者選定評価基準」及び「別紙3_契約候補者選定評価基準」を参照すること。
契約保証金	免除（福山市契約規則第6条第1項第5号）

(3) プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- ウ この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- エ 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- オ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- カ 経営状況が健全な状態にある者であること。
- キ 全社又は本業務を履行する事業部門が、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が制定する「プライバシーマーク」又は一般財団法人情報マネジメントシステム認定センター「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」に基づく国際規格の内容に準じた認証を受けたものであって、参加表明書を提出した時から契約期間終了の時まで認証を保持できるものであること。
- ク 全社又は本業務を履行する事業部門が、国際標準化機構（ISO）で制定された「ISO9001」の認証を受け、又はそれに準じた体制を取っているものであって、参加表明書を提出した時から契約期間終了の時まで認証を保持し、又は体制を維持できるものであること。
- ケ 人口20万人程度以上の規模の地方公共団体に対して、行政事務を管理するシステムの導

入実績があり、過去5年間において同システムの保守業務実績が1年以上あること。

(4) 参加方法

ア 参加希望関係書類の提出及び提案依頼書等の交付

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次のとおり書類を作成し、提出すること。

(7) 受付期間

2025年（令和7年）5月9日（金）から同月16日（金）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(イ) 提出書類

提案依頼書等交付受付票（様式1）

(ウ) 提出方法

持参、郵送により提出すること。

(エ) 提出場所

「5 問合せ先」に記載のとおり。

(オ) 提案依頼書等の交付

提案依頼書等交付受付票（様式1）を提出した者に次の書類を電子メールで交付する。

- ・提案依頼書等交付受付票（様式1）受付印押印済みのもの
- ・提案依頼書（別紙等を含む）
- ・プロポーザル手続に係る様式一式

イ 質問の受付と回答

(7) 受付期間

2025年（令和7年）5月12日（月）から同月16日（金）まで

(イ) 提出書類

質問書（様式2）

(ウ) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(エ) 提出先メールアドレス

「5 問合せ先」に記載のとおり。

(オ) 回答日

2025年（令和7年）5月19日（月）

(カ) 回答方法

全ての質問に対する回答を、全ての参加希望者に対して提案依頼書等交付受付票（様式1）に記載の電子メールアドレスを用い電子メールにより送付する。

ウ 参加表明関係書類の提出

本プロポーザルへの参加を正式に希望する者は、次のとおり参加表明関係書類を提出すること。

(7) 受付期間

2025年（令和7年）5月19日（月）から同月23日（金）午後5時まで

(イ) 提出書類

a 参加表明書（様式3）

b 委任状（様式4）

代表取締役等から支店長等に対する委任事項を証したものの。企画提案書等の提出、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関する手続等を委任する場合にのみ提出のこと。

c 使用印鑑届（様式5）

実印と異なる印鑑を使用する場合に提出すること。

委任状（様式4）の提出があり、その使用印を使用する場合は不要。

d 誓約書（様式6）

e 受託実績報告書（様式7）

f 申立書（様式8）

g 「プライバシーマーク」又は「ISMS適合性評価制度」の認定を受けていることを証明する書類（写しを可とする。両方保有している場合はどちらも提出すること。）

h 「ISO 9001」の認証を受けていることを証明する書類

認証を取得している場合は、認証書類の写しを提出すること。認証に準じた体制を取っている場合は、体制及び方針を示す書類（任意様式）を提出すること。

i 印鑑証明書（原本）

j 市税の完納証明書（写しを可とする。）

本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの（福山市に納税義務のない者を除く。市外の事業者で本市における課税がない者は、申立書（様式8）を提出すること。）

k 納税証明書（写しを可とする。）

国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納がないことを証明したもの。

l 商業・法人登記簿謄本（写しを可とする。）

m 財務諸表

直前1年度の事業年度についての「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」。直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出すること。

n 本業務に取り組むに当たっての基本的な考え方を記載した書類を提出すること（任意様式で可とする。）。

なお、上記i、j、k及びlに掲げる書類は、申請書を提出する日の3か月前の日以後に発行されたものとする。

(ウ) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、提出期限内に必着とし、電話等により到着確認を行うこと。

(エ) 提出場所

「5 問合せ先」に記載のとおり。

(5) 企画提案者の選定

本プロポーザルの参加資格要件を満たし、本システムの企画提案者にふさわしい者を選定する。選定方法、選定結果通知及び企画提案書提出要請については、次のとおりとする。

ア 選定方法

事業評価委員会において、次に示す方法により、企画提案者を選定する。

初めに、参加資格審査を行い、参加資格要件を満足しない者を失格とする。

参加資格審査の合格者が少ない場合は、そのまま企画提案者として選定するが、多い場合は「別紙2 企画提案者選定評価基準」によって、3者程度の企画提案者を選定する。

イ 選定結果の通知及び企画提案書の提出要請

(7) 通知日及び要請日

2025年（令和7年）5月30日（金）

(i) 通知及び要請方法

選定結果については可否に関わらず電子メールにて通知する。

企画提案者として選定された者には、企画提案書の提出を要請するとともに、日時及び場所に係る確定情報を通知する。（提案依頼書等交付受付票（様式1）に記載の電子メールアドレス宛）

(ii) 企画提案書提出期限（予定）

2025年（令和7年）6月16日（月）午後5時

(6) 契約候補者の選定について

契約候補者の選定方法及び選定結果の通知については、次のとおりとする。

ア 選定方法

評価委員会において、次に示す方法により、契約候補者及び次点者以降の順位を決定する。

提出された企画提案書等の内容及び提案説明会におけるプレゼンテーションの実施内容を基に、「別紙3 契約候補者選定評価基準」により評価を行い、評価点が最も高い者を契約候補者として、次点の者以降は評価点が高い順に順位を決定する。

なお、評価点が同じ場合は、提案金額の安価な順に決定する。さらに提案金額が同じ場合は、くじ引きにより決定する。

イ 選定結果の通知

(7) 通知予定日

2025年（令和7年）7月4日（金）

(i) 通知方法

企画提案者の全員に選定結果を電子メールにより通知するとともに、契約候補者へは契約に向けた協議の日時及び場所について通知する。

ウ 非選定理由の説明請求

契約候補者とならなかった者は、選定結果を通知した翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、書面により、非選定理由についての説明を請求できる。

説明請求があった場合、本市は、その請求のあった翌日から起算して10日（市の休日を除く。）以内に、書面により回答する。

なお、選定結果に対する異議の申立ては認めない。

3 参加資格の喪失

- (1) 公募型プロポーザルの参加申出者が次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失するものとする。

ア 2(3)の参加資格の要件を満たさなくなったとき。

イ 提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

- (2) 上記(1)により参加資格を喪失することとした場合は、当該参加申出者に対し、その旨を通知する。

4 その他

- (1) 本市が交付する書類について、本プロポーザル以外の目的に供してはならない。
- (2) 本市の情報システム等に関して知ることとなった内容は、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本プロポーザルに参加しない者は、本市が交付した書類を速やかに廃棄すること。
- (4) プロポーザル参加希望書類、プロポーザル参加表明書類及び企画提案書の作成、提出等に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、全て返却しない。
- (6) 提出された書類の受付後の差替え及び再提出は、認めない。
- (7) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、次のとおりとする。
日本語及び日本国通貨
- (8) プロポーザル実施要領等の確認方法は、次のとおりとする。

福山市ホームページ (<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>) に掲載する。

5 問合せ先

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁舎7階）

TEL (084) 928-1047（直通）

電子メール hoiku-shisetsu@city.fukuyama.hiroshima.jp